第６号様式別表５の７記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第５条第２項から第７項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式の申告書に添付すること。

２　「新税率」の欄は、控除を受けようとする事業年度における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

　また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

３　「旧税率」の欄は、平成28年３月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

　また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙四十二　挿入］

第６号様式別表６記載要領

１　この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。この場合において、法第72条の２第１項第２号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

２　「法第72条の２第１項第２号・第３号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第２号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

３　法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（電気供給業及びガス供給業に限る。）と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表７記載要領

　この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

第六号様式別表八（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表８記載要領

　この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙四十二　挿入］

第６号様式別表６記載要領

　この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式の申告書に添付すること。この場合において、これらの事業を併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

第六号様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表７記載要領

　この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式の申告書に添付すること。

第六号様式別表八（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表８記載要領

　この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第６号様式の申告書に添付すること。